

川崎市監査事務局セクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱
(平成11年4月1日付け10川監第348号)

(目的)

第1条 この要綱は、セクシュアル・ハラスメントに対する基本的取組方針を明らかにするとともに、その防止措置等について必要な事項を定めることによって、本市人事行政における公正の確保、職員の利益の保護及び公務能率の向上を図ることを目的とする。

(基本的取組方針)

第2条 本市は、セクシュアル・ハラスメントが、職員の個人としての尊厳を不当に傷つけ、その働く権利を侵害する行為であるとともに、職場環境を悪化させることによって職員の能力発揮を妨げ公務の能率的な遂行を阻害するものであるとの認識に基づき、職員が互いの人格を尊重し合い、相互の信頼の下にその能力を十分発揮できるよう、これに該当する行為を禁止し、その防止及び排除に努める。

(定義)

第3条 この要綱において、セクシュアル・ハラスメントとは、他の者を不快にさせる性的な言動であって、次に掲げる要件をともに満たすものをいう。

- (1) 職場において行われたもの又は職場外において職場内の人間関係の延長線上で行われたもの
- (2) 職員(臨時的任用職員及び非常勤職員を含む。以下同じ。)相互間、派遣され若しくは委託を受けて本市の事務に従事している者と職員との間又はその他職務上関係する者と職員との間において発生したもの

(職員及び管理監督の地位にある者の責務)

第4条 職員は、互いに人格を尊重し合い、セクシュアル・ハラスメントに該当する行為をしてはならない。

- 2 特に管理監督の地位にある者は、日常の指導によりセクシュアル・ハラスメントを防止又は排除して職員がその能力を十分発揮できる良好な職場環境を確保するよう努めなければならない。また、セクシュアル・ハラスメントによる被害等が生じた場合は、迅速かつ適切に必要な措置を講ずるとともに、上司及び服務相談員を経由して川崎市代表監査委員(以下「代表監査委員」という。)に報告するものとする。

(研修)

第5条 代表監査委員は、セクシュアル・ハラスメントの防止を図るため、職員の意識啓発に向けた必要な研修を実施するよう努めなければならない。

(苦情相談窓口)

第6条 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談を円滑に処理するため、苦情相談窓口を設け、次の相談員を置く。

- (1) 主に専門的見地から相談業務に従事する専門の相談員
 - (2) 専門的見地からの対応を要しない相談業務に従事する相談員
- 2 相談員は、相談窓口において、次の苦情相談に応じ、必要な助言を行うものとする。
 - (1) セクシュアル・ハラスメントによる被害を受けたことに関する苦情相談
 - (2) セクシュアル・ハラスメントを行ったと指摘され納得できないことに関する苦情相談
 - (3) 第三者としてセクシュアル・ハラスメントに該当する行為を知り改善を求める苦情相談
 - (4) 第9条に定める不利益取扱いを受けたことに関する苦情相談

(5) その他セクシュアル・ハラスメントに関する一般的な苦情相談

3 相談員は、前項の助言を行う場合において必要と認めるときは、事実確認のための調査、問題解決のために必要な措置等を代表監査委員に要請することができる。ただし、事実確認のための調査の要請は、当該苦情相談を申し出た者（以下「申出人」という。）の了承を得て行うものとする。

（必要な措置）

第7条 代表監査委員は、セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を防止又は排除するために必要と認めるときは、人事管理上適切な措置を講ずるものとする。

（プライバシーの保護）

第8条 相談員及び苦情相談の処理に関与する職員は、その処理に当たって、申出人及び関係者のプライバシーの保護に十分努めなければならない。

（不利益取扱いの防止）

第9条 代表監査委員は、職員がセクシュアル・ハラスメントに対する苦情相談の申し出、調査への協力その他セクシュアル・ハラスメントに対する当該職員の対応に起因して職場において不利益な取扱いを受けることのないよう留意しなければならない。

2 職員は、前項に掲げる不利益な取扱いを受けたと思うときは、苦情相談窓口又は市長が設置したセクシュアル・ハラスメント防止対策委員会にその旨を申し立てることができる。

（その他必要な事項）

第10条 その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月31日から施行する。